



# とらつく鳥取

## もくじ

●〔行政通知〕鳥取県 物流効率化による生産性向上 Web セミナー（動画視聴）について	1
●〔行政通知〕尾高橋 撤去工事のご案内	2
●〔協会通知〕第60回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	3
●〔協会通知〕鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ（中部地区）	5
●〔協会通知〕鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ（西部地区）	6
●〔協会通知〕「正しい運転・明るい輸送運動の表彰」に係る表彰候補者のご推薦について	8
●〔協会通知〕「全ト協表彰規程による表彰」候補者の推薦方について	12
●〔協会通知〕鳥ト協 中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー～ITを活用した生産性向上～のご案内	18
●〔協会通知〕事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について	21
●〔協会通知〕全ト協 新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査（第6回目調査）	28
●〔陸災通知〕陸運と安全衛生 No.615	31
●交通事故発生状況（8月末）	33
●営業用トラック“全車両”に携帯用アルコール消毒液の配布	34
●鳥ト協「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」開催される	34
●鳥ト協「健康起因事故防止対策セミナー」開催される	35
●令和2年度 第1回鳥ト協適正化事業委員会を開催	36
●河原畑・新中国運輸局長に対する業務説明を行いました	37
●中部地区連絡協議会 親睦レクリエーションを開催	37
●『トラックの森』森林保全作業を実施	38
●高速道路交通安全協議会街頭広報を実施	38
●秋の全国交通安全運動「街頭広報検問を実施」	39
●会員事業所の異動	39
●適正化事業・巡回指導報告書（令和2年8月実施分）	40
●求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について	41
●2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー	42
●軽油価格推移表（2020年8月）	43
●9月 業務日誌・10月 行事予定	44

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★  
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



## 行政通知

### 鳥取県 物流効率化による生産性向上 Web セミナー（動画視聴）について

令和2年9月14日  
鳥取県商工労働部通商物流課

鳥取県では、令和2年9月8日（火）に物流効率化による生産性向上をテーマにドライバー不足などの物流を取り巻く環境変化や現状、物流改善の成功事例の紹介などについてのセミナーを以下のとおり、開催しました。

当日のセミナーの様様を YouTube で録画配信しておりますので、是非ご覧ください。

セミナーの視聴は鳥取県通商物流課のホームページ（以下 URL 先）からご覧いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292545.htm>

## 鳥取県内の 荷主企業 と 運送事業者 の皆様 物流の視点から コスト削減・生産性向上 しませんか？

### 物流効率化による生産性向上Webセミナー

日 時 令和2年9月8日(火) 14:00~15:30

対象者 荷主企業（製造業、卸・小売業等）の経営者  
運送事業者の経営者 など

（※鳥取県内に事業所を有する方のみ）

受講方法 オンライン（Zoom ビデオウェビナー）

参加費 無料（定員500名）

主催 鳥取県

#### 講師

株式会社 日通総合研究所  
取締役 大島 弘明 氏



昭和63年の入社以来、主にトラック運送事業における事業環境の変化や労働・安全問題、物流効率対策等の調査研究に従事。

申込期限

8月31日(月)まで

参加申込については

裏面をご覧ください

#### 講演内容（予定）

- 物流を取り巻く環境変化（“なぜドライバー不足に陥ったのか”）  
物流の規制緩和、過当競争、労働条件の悪化の歴史
- ドライバーをはじめとする物流現場の労働力不足の実態、今後の予測  
長時間労働・低賃金等労働条件の現状、ドライバー不足の将来予想
- 物流改善、生産性向上策の必要性／ホワイト物流推進の必要性  
労働力が確保できるための「将来像」、生産性向上・働き方改革による“労働条件の改善”
- 物流改善への取組の考え方・手順・ポイント  
まずは荷主と運送事業者での検討の場の設置、物流現場の「見える化」の必要性と方法
- 物流改善への取組メニューと成功事例の例示  
過去取組事例（パイロット事業、アドバンス事業の事例を中心に） 等

【お問合せ先】事務局：鳥取県 商工労働部 通商物流課 担当：清水・西田

TEL：0857-26-7850 FAX：0857-26-8117

E-mail：tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp



## 行政通知

### 尾高橋 撤去工事のご案内

関係者の皆様へ

鳥取県西部総合事務所  
米子県土整備局

日頃から、鳥取県の公共事業についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、佐陀川に架かる尾高橋の撤去工事を行うこととなりましたのでお知らせします。工事期間中は、尾高橋の前後で通行規制（全面通行止・片側交互通行）を行い、工事を進めさせていただきます。

皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけすることと思っておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ・工事名：県道米子大山線（尾高橋）旧橋撤去工事（補助）
- ・工事期間：令和2年8月26日～令和3年3月15日
- ・作業時間：8：00～17：00  
（やむをえず残業をさせていただく場合があります。）
- ・休日：土曜、日曜、祝祭日、正月期間（工事の進捗状況により作業を行う場合があります。）
- ・規制期間：令和2年10月14日～令和2年11月上旬  
（全面通行止）（工事の進捗状況により期間を延伸する場合があります。）

※上記期間中に仮設迂回路切替え工事を行い、切替え完了後に仮設迂回路（仮橋）を片側交互通行にて車両交通開放（令和6年3月頃まで）します。但し、歩行者と自転車の方は仮設迂回路を通行できないため、引き続き、前田橋への迂回路をご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・連絡先  
発注者：鳥取県西部総合事務所米子県土整備局 道路都市課  
担当者：露木 裕文  
電話：0859-31-9669  
  
施工会社：株式会社ティー・エム・エス 電話：0859-66-4455  
担当者：坂口 幸次  
電話：090-3637-6854

# 第60回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

令和2年9月4日  
公益社団法人 全日本トラック協会

### 1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

### 2. 運動期間

令和2年11月16日（月）から令和3年1月10日（日）まで

### 3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

### 4. 後援

国土交通省、警察庁

### 5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

#### (1) 飲酒運転の根絶

経営者は、第113回交通対策委員会（令和元年9月12日開催）の決議（別添）を踏まえ、飲酒運転の根絶のため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、社内安全教育や点呼時等において、飲酒運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

#### (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』\*を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

[https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu\\_boushi/tsuitotsu\\_jikoboushi2016.html](https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html)

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

#### (3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

#### (4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

#### (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、極めて危険な行為であり、今般、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

#### (6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

#### (7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

#### (8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

### (9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、大型車の車輪脱落事故防止対策として、全ト協で作成する「大型トラックの車輪脱落事故が年々増加！！」のリーフレットにより車輪脱落を防ぐ4つのポイントなどの周知徹底に努める。

また、平成30年10月1日施行の大型トラックのスペアタイヤ等の3ヶ月ごとの定期点検の義務付けを踏まえ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

### (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、令和2年2月28日付の国土交通省通達「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」により示された「台風等異常気象時における措置の目安」を基にして、輸送を中止する等、適切な措置を講じるよう徹底させる。

### (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

### (12) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

### (13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

### (14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

### (15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

## 6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

### (1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、ラジオ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

### (2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

### (3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。  
<全ト協ホームページ>  
URL [https://www.jta.or.jp/member/pf\\_kotsuanzen/kotsuanzen\\_ichiran.html](https://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html)
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以上

## 協会通知

### ● 鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ（中部地区） ●

令和2年9月17日

会 員 各 位

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
会 長 川上 和人  
(公 印 省 略)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて、会員事業者に普及を図り、荷主との交渉に活用いただくため、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用の徹底をお願いいたします

#### 記

1. 日 時 令和2年11月12日（木） 13：30～16：30（受付12：45開始）
2. 場 所 伯耆しあわせの郷 大研修室  
住所：倉吉市小田458 電話：0858-26-5581
3. 内 容 (1)『標準的な運賃』の告示の概要について  
講師：国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局 担当官様  
(2)『標準的な運賃』の告示内容及び活用方法について  
講師：株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏
5. 対象者 経営者及び運行管理者等
6. 受講料 無料
7. 募集人数 定員 70名  
(申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります)
8. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
9. 主 催 (公社)全日本トラック協会 / (一社)鳥取県トラック協会 (共催)

鳥取県トラック協会 業務課 担当：浜田あて

F A X 0857-27-7051

「標準的な運賃」普及セミナー 参加申込書（中部地区）			
会社名			
TEL	-	FAX	-
住 所			
参加者	(所属営業所)	(氏名)	
	(所属営業所)	(氏名)	

FAX 送信ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

#### セミナーに関するお問い合わせ先

鳥取県トラック協会 業務課 担当：浜田 電話：0857-22-2694

〈 締 切 日 〉 令和2年10月30日（金曜日）

## 協会通知

# 鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ（西部地区）

令和2年9月17日

会 員 各 位

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
会 長 川上 和人  
(公 印 省 略)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて、会員事業者に普及を図り、荷主との交渉に活用いただくため、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用の徹底をお願いいたします

### 記

1. 日 時 令和2年11月13日（金） 13：30～16：30（受付12：45開始）
2. 場 所 米子コンベンションセンター（BIGSHIP）2階 国際会議室  
住所：米子市末広町294 TEL：0859-35-8111
3. 内 容 (1)『標準的な運賃』の告示の概要について  
講師：国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局 担当官様  
(2)『標準的な運賃』の告示内容及び活用方法について  
講師：株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏
5. 対象者 経営者及び運行管理者等
6. 受講料 無料
7. 募集人数 定員 100名  
(申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります)
8. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
9. 主 催 (公社)全日本トラック協会 / (一社)鳥取県トラック協会（共催）

鳥取県トラック協会 業務課 担当：浜田あて

F A X 0857-27-7051

「標準的な運賃」普及セミナー 参加申込書（西部地区）			
会社名			
TEL	-	-	FAX - -
住 所			
参加者	(所属営業所)	(氏名)	
	(所属営業所)	(氏名)	

FAX 送信ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

### セミナーに関するお問い合わせ先

鳥取県トラック協会 業務課 担当：浜田 電話：0857-22-2694

〈締 切 日〉 令和2年10月30日（金曜日）

トラックドライバー応援企画!

中国道を走って  
SA・PAをお得に利用!

軽油100L以上の給油で!

500円以上の  
お買い物に使える

100円割引券  
プレゼント!



配布期間

2020年10月1日(木)~10月25日(日)

※各GSなくなり次第配布終了

ご利用は10月30日(金)まで

割引券配布対象GS

※セルフサービス店舗は除く

中国道 勝央SA上下線、大佐SA上下線、七塚原SA下り線、安佐SA上下線、王司PA上下線

山陽道 吉備SA上下線、福山SA上下線、小谷SA上下線、宮島SA上下線、下松SA上下線、佐波川SA上下線

米子道 蒜山高原SA上下線

ご利用可能店舗

中国道 上月PA上下線、勝央SA上下線、真庭PA上下線、大佐SA上下線、七塚原SA上下線

本郷PA上下線、安佐SA上下線、吉和SA上下線、鹿野SA上下線

広島道 久地PA上下線

浜田道 寒曳山PA上り線

岡山道 高梁SA上下線

米子道 蒜山高原SA上下線、大山PA上り線

※勝央SA上下線、七塚原SA上り線、安佐SA上下線、蒜山高原SA上下線についてはレストランでも利用可能

- 対象店舗のショッピングまたはレストランのみ利用可。券売機ではご利用いただけません。
- 500円毎のお会計で1枚利用可能です。(※1,000円の場合は2枚利用可)
- 他の割引券との併用はできません。
- 宝くじ、金券類、たばこ及び新聞、雑誌等 一部ご利用いただけない商品があります。

※コロナ感染拡大の影響により一部営業時間を変更している場合がございます。

詳しくは 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株) の SA・PA 情報サイト をご確認ください。

<https://www.w-holdings.co.jp/>

## 協会通知

### 「正しい運転・明るい輸送運動の表彰」に係る表彰候補者のご推薦について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

全ト協から本年度も例年通り標記表彰を実施する旨連絡がありましたので、標記の件について、下記により表彰候補者をご推薦くださいますよう、よろしくお願いたします。

#### 記

1. 推薦手続き  
(一社) 鳥取県トラック協会長経由、全ト協会長あて
2. 表彰基準  
正しい運転・明るい輸送運動表彰基準(下記)の該当適格者
3. 被表彰者数(鳥取県枠)  
**従業員表彰2名/事業所・団体1社**(従業員:東・中部地区各1名、事業所:西部地区)  
割当数を超えた場合、鳥ト協で選考し、全ト協へ推薦いたします事を、ご了承ください。
4. 推薦期限  
**令和3年1月15日(金)(締切厳守)**にてお願いします。

以 上

#### 正しい運転・明るい輸送運動 表彰基準

公益社団法人 全日本トラック協会  
昭和44年11月20日

「正しい運転・明るい輸送運動」の実施にあたり、次の基準に該当するトラック運送事業ならびに輸送取扱事業の従業員および事業所もしくは団体につき、選考の上表彰する。

なお、表彰の割当については上記のとおりとし推薦の順位に従って上位のものから順次割当数を選考する。

1. 本運動中に無事故であり、かつ本運動を含む暦年の1年間に傷害以上の大きな事故を起こさなかった従業員および事業所。  
(車両の損壊、作業事故、交通事故等すべてを事故とみなし、暦年とは1月1日から同年12月31日までをいう)
2. 本運動期間中に本運動の目標に添う事項に関し、関係当局、地方公共団体あるいは荷主から、感謝もしくは表彰された従業員もしくは団体。
3. 荷役機械、自動車部品および作業方法等の発明、考案もしくは改良を行い、事業経営の改善向上に寄与した者。
4. 人命救助、重大事故もしくは危険物の事故防止に功績のあった者。
5. その他、事業経営の改善向上、交通事故防止、作業安全およびサービス向上等に関し、著しく功績のあった従業員および事業所もしくは団体。

#### ○被表彰者の推薦書類

様式1(令和元年度「正しい運転・明るい輸送運動」被表彰者推薦書及び証明書)

令和2年度「正しい運転・明るい輸送運動」  
被表彰者推薦書及び証明書

ふりがな			
氏名			
生年月日	大正・昭和 年 月 日 ( 歳)		
住所			
所属会社名			
所在地			
職名		従業員数	人
勤続年数	勤続 年		
推薦理由			
賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる理由			

上記の者、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間、「無事故・無違反」であった事を証明します。

令和 年 月 日

事業者住所  
名称  
代表者名

印



※本事業は、雇用保険の求職活動実績として認定されております。

# 乗車体験！ 運送業オープンカンパニー

## 2020

参加無料！  
体験型運送業セミナー

- 知りたい！  
ドライバーという仕事のこと
- 運送業界で求められる人材  
はドライバーだけではない！
- トラック会社、バス会社、タク  
シー会社との就職相談会
- 各種トラック、路線バス、UD  
タクシーなど運転体験

日時 令和2年10月17日(土)

場所 イナバ自動車学校(鳥取市里仁97-1)



- 10:30～ 受付 ▼この中から一つだけの参加も可能です。
- 11:00～12:00 魅力紹介と意見交換会  
(トラック、バス、タクシー業界の仕事の内容や魅力を紹介)
- 11:00～14:00 就職相談会  
(各業界の人事担当者がスタンバイ。参考として話をきくだけでもOK！)
- 11:00～14:00 車両展示説明会  
(トラック、バス、タクシー業界で活躍する車両を一挙展示)
- 12:40～13:30 乗車体験 ※事前申し込みが必要です。先着20名  
(運転免許証をお持ちの方は大型車両等の教習車に体験乗車可。  
UDタクシーの体験乗車あり！)

主催：運送業応援プロジェクト実行委員会 / 鳥取商工会議所・中国運輸局鳥取支局・

(一社)鳥取県トラック協会・(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会・(一社)鳥取県バス協会・鳥取県

後援：一般社団法人鳥取県指定自動車学校協会 新日本海新聞社

【お問い合わせ先】鳥取商工会議所 地域振興課 TEL:0857-32-8004

<目的> 運送業界・経済団体・行政  
が個々の立場を超え一体となり、女性や  
若者の就業促進に資する情報発信、運  
送業の役割や魅力を伝えるための広報  
活動をすすめます。“運送業＝ドライバ  
ー”や“運送業＝男性の職場”のイメージ  
が強く、運送業界への就職に不安がある  
求職者に対して、実際に乗車体験をし、  
現在活躍しているドライバー、運送業界  
の人事担当者との対話の機会をもう設  
けます。また、女性や若年層に対して、  
“身近で世の中に役立つ産業・仕事”とし  
て多彩な人材が活躍している姿を紹介  
し、運送業界の現状と役割を理解して  
もらい、自分の職業を決める有力な選択  
肢としてもらうことを目的とします。

## 協会通知

### 「全ト協表彰規程による表彰」候補者の推薦方について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

全ト協から本年度も例年通り標記表彰を実施する旨連絡がありましたので、標記の件について、下記により表彰候補者をご推薦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

#### 1. 推薦手続き

(一社) 鳥取県トラック協会長経由、全ト協会長あて

#### 2. 表彰基準

全ト協表彰規程抜粋 (下記) の該当適格者

#### 3. 推薦期限

令和2年11月27日(金)(締切厳守)にてお願いします。

以 上

### 公益社団法人全日本トラック協会 表彰規程 (抜粋)

#### ○表彰対象者

- 一 (感謝状) **トラック運送事業**及び運送取扱事業の**役員** 及び 事業者団体(会員)の役員
- 二 (表彰状) **トラック運送事業の運転者**及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員及び 事業者団体(会員)の職員

#### ○被表彰者の選考基準

- 一 **トラック運送事業**及び運送取扱事業の**役員**として**20年以上**その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な**満50歳以上**の者
- 二 事業者団体の役員として**15年以上**その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な**満50歳以上**の者
- 三 **トラック運送事業の運転者**及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員で次に掲げる者
  - イ 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
  - ロ 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
  - ハ **運転者として30年以上**勤務し、成績優秀な者

#### ○被表彰者の推薦書類

- 一 功績調書(様式第1号)
- 二 履歴書(様式第2号)
- 三 無事故・無違反証明書交付申請書(3年間無事故無違反であること)

令和 年 月 日

## 功 績 調 書

協会名 (一社)鳥取県トラック協会

1. 事業所の住所 及び名称  代表者氏名	
2. 被表彰候補者の  ふりがな 役職 氏 名  生年月日	    明治・大正・昭和 年 月 日生まれ
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項	

切り  
り  
取  
り  
線



# 履 歴 書

本 籍 (県名のみ) \_\_\_\_\_ 県  
現住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

(表彰状に記入する字画のこと)

ふり かな  
氏 名 \_\_\_\_\_ 男・女

生年月日 (大・昭) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 (満 \_\_\_\_\_ 才)

1. 学 歴 (最終) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 卒業

2. 職 歴

(期 間)

(勤 務 先 等)

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ 現在 \_\_\_\_\_

切  
り  
取  
り  
線





危険な未来は、知ることによって避けられます

10月1日～11月30日

厚生労働省・都道府県

後援：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

覚醒剤や麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用は、あなたの健康やあなたの周りの人々に計り知れない悪影響をもたらします。たとえ1回だけでも「乱用」です。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は大切な脳を傷つけます。私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。特に、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに急速に発達するときです。この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達が損なわれてしまいます。

そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れ、幻覚や妄想によって、傷害事件や交通事故などを引き起こすこともあります。

また、薬物を手に入れるために、無理な借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を犯すことも少なくありません。

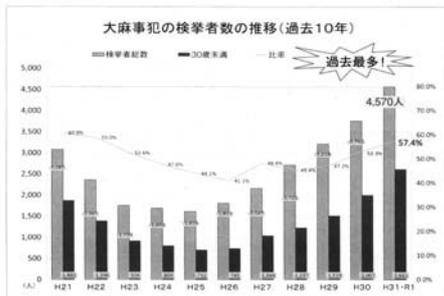
#### 薬物乱用の背景

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始め、抜け出せなくなります。この背景として、次のようなことがあります。

- ① 薬物が身体に与える危険性・有害性を十分に知らない。
- ② 薬物は精神依存性が強く、薬物依存になると自分の意志ではやめられなくなってしまう。
- ③ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが営業たくみに動め、大量に供給している。

### 大麻（マリファナ）は絶対に使用しない！！

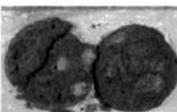
- 平成31（令和元）年には、過去最多となる4,570人が検挙され、そのうち半数以上にあたる2,622人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大しています。
- インターネット等において、「有害性がない」などの誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測されます。
- 最近では、幻覚成分を濃縮させた「大麻ワックス」や、大麻を含んだ食品（クッキー、チョコレート）などの摘発も相次いでいます。



(乾燥大麻)



(大麻ワックス)



(大麻クッキー)

### 大麻を乱用することによる身体への影響

発達段階にある青少年の脳は、成人の脳に比べて大麻の影響を受けやすい！

- 大麻の乱用は、青少年期に構築される脳・神経系の正常な発達及び成熟に障害を及ぼす可能性が強く示唆されています。
- 大麻の花や葉に含まれるTHC（テトラヒドロカンナビノール）が脳神経のネットワークを切断し、やる気の低下、幻覚作用、記憶への影響、学習する力の低下、知覚の変化などを引き起こします。

#### 関連情報

- 大麻を乱用すると、脳の知的機能や記憶の形成を司る部位（海馬等）が縮む。
- 2016年のWHO薬物依存専門委員会の大麻に関する会議において、THCは薬物依存の精神依存評価法を用いた基礎研究において陽性を示し、また身体依存を形成することを示す複数の論文も紹介された。

→大麻の花や葉に含まれるTHCには精神依存、身体依存がある！

#### 海外の状況

2012年、21歳以上の成人に大麻を解禁したコロラド州では、解禁後、大麻摂取による救急搬送事例が著しく増加した。また、未成年の検挙数、重大な交通事故、大麻関連の犯罪組織も増加し、社会環境の悪化が懸念されている。

■大麻に関する誤った情報に注意してください！！

- 大麻は安全、無害だ！
- タバコは大麻より安全！
- 世界で大麻は合法だ！
- 大麻、マリファナ、ヘンプは同じもの！

※大麻、酒、タバコは単純に比較できませんが、安全ではありません。

## 協会通知

# ● 鳥ト協 中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー ～ITを活用した生産性向上～のご案内 ●

一般社団法人 鳥取県トラック協会

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性の向上を支援するべく、IT機器及びシステムの活用事例を紹介するセミナーを実施いたします。

つきましては、何かとご繁忙のところかと存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席下さいませようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、消毒液等を用意するなど感染防止対策を行います。受講者の皆様におかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応をよろしくお願い申し上げます。

セミナー当日はWEB会議システム（Zoom）による講演の同時配信も行う予定です。

### 記

1. 開催日時 令和2年11月19日（木）13：30～16：00
2. 開催場所 鳥取県トラック協会 研修会館 3階 研修室  
住所：鳥取市丸山町219-1 TEL：0857-22-2694
3. 研修内容 (1)ITの活用方法（活用のメリット、効果的なシステムの策定）  
(2)生産性向上に向けたIT機器及びシステムの活用事例の紹介  
(3)全ト協車両原価計算シートの活用  
(4)中小トラック事業者の情報セキュリティ対策
4. 講師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純氏
5. 対象者 中小トラック運送事業者の経営者及びシステム担当者等
6. 定員 40名
7. 申込期日 令和2年11月6日（金）（期日厳守）
8. 申込方法 別添の申込書に必要事項をご記入のうえ、鳥取県トラック協会宛てにFAXにてお申込みください。  
なお、定員になり次第申込受付を終了いたします。
9. その他 受講料 会員無料 Zoomでの講演の同時配信も行います。
10. 主催 (公社)全日本トラック協会、(一社)鳥取県トラック協会

本件についての問い合わせ先

(一社)鳥取県トラック協会 業務部 担当：浜田 TEL 0857-22-2694

令和2年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
業務部 担当；浜田 行

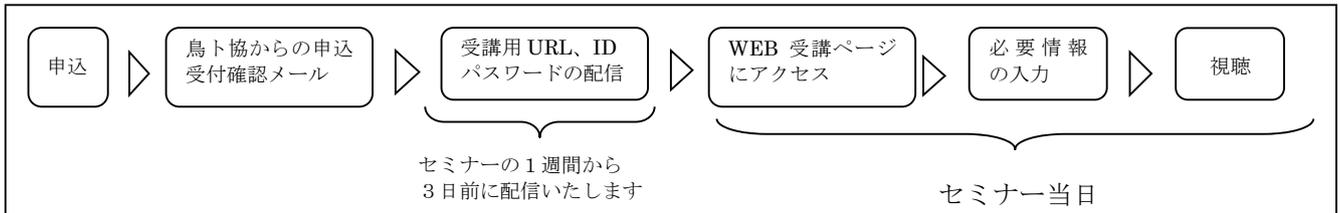
(FAX 0857-27-7051)

中小トラック事業者のためのIT活用セミナー申込書

事業者名			
所在地			
電話番号	( ) -	FAX	( ) -
参加者名 (ZOOMでの参加の場合はメールアドレスもご記入ください)	1	役職	
		氏名	
		メールアドレス	@
	2	役職	
		氏名	
		メールアドレス	@
参加方式 (✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> 会場での参加		<input type="checkbox"/> Zoomでの参加

切り取り線

Zoomで受講する場合の流れ



※「Zoom」を利用して受講される場合、あらかじめご利用になるパソコンやスマートフォンに「Zoom」のインストールをお願いいたします。

※資料はセミナーの1週間前を目途に送付させていただきます。



## 協会通知

### 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

全ト協発第 255 号（環）

令和 2 年 9 月 2 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会 坂本 克己

国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が发出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましては本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれ、輸送の安全に万全を期すよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

また、併せて、同委員会の発足から平成元年 7 月までに議決された 37 件についての事故全体の分析や事故の類型化を行うとともに、再発防止策の提言内容等について検証が行われ、これまでの事故要因の傾向や再発防止策が示されるとともに、同委員会の今後の方向性など 5 年間の総括についても公表されましたので、関係者への周知方願います。

（参考）

○国土交通省報道発表 [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000422.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000422.html)

※本件につきましては、全ト協の HP にもリンク掲載いたします。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

別 添

国自安第 72 号

令和 2 年 8 月 28 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

### 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された 3 件の事案については、事案 1 の運転者は法定速度を超えた走行を繰り返しており、また、事案 2 の運転者は運転中にもかかわらず携帯電話での通話や地図アプリを操作していたことから、運転者に対する指導・監督及び教育において形式的なものではなく、運転者に内容を理解させ習得させること等が必要とされています。さらに、事案 2 では運行開始後に電話にて始業点呼を行っており、また、事案 3 では運行管理者が不在となり安全運行に必要な指示がなされていなかったことから、適切な運行管理の実施体制を整えること等が必要とされています。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にしていただき、積極的に取り組み輸送の安全に万全を期すよう周知・啓発方願いたします。

なお、本委員会の発足から令和元年 7 月までに議決された 37 件の事故について、①事故全体の分析や、事故の類型化を行うとともに、②これまでの再発防止策の提言内容と、当該提言を踏まえた各種取組状況について検証を行ったうえで、③今後の本委員会のあり方についての方向性をとりまとめ、これまでの 5 年間の総括し公表しましたので併せて周知等をお願いいたします。

記

〔重要調査対象事故〕

- ・事案 1 タクシーの衝突事故（神戸市中央区）
- ・事案 2 大型トラックの衝突事故（岐阜県多治見市）
- ・事案 3 大型トラクタ・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）

※事業用自動車事故調査報告書については、下記 URL より確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

## タクシーの衝突事故（神戸市中央区）

別紙

### 【概要】

平成30年5月14日14時48分頃、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、**追い越しのためのはみ出し禁止区間**であるにもかかわらず、前方車両を追い越すため**対向車線側に入り**、大型トラック・セミトレーラと**正面衝突**。

### 【背景】

- 運転者 ・**追い越しのためのはみ出し禁止区間**で対向車線に**速度超過**で進入するなど他にも**交通法令を無視した危険な運転行為が常態化**。  
・乗客への**シートベルト着用が不徹底**。
- 事業者 ・運行記録計の記録をみると**速度超過が顕著**であるにもかかわらず、運転者に**注意喚起を怠っていた**。  
・健康診断の結果、**視力の低下**がみられ、「**要精密検査**」の診断を受けていたが、**受診状況を確認していなかった**。  
・適性診断の結果、「**先を急ぐ傾向が強い**」など指摘されていたが、運転者自らに運転特性を自覚させるための**指導教育が不十分**。

### 【再発防止策】

- 運転者 ・**乗客の安全・安心がすべてに優先する運転行動を徹底**しましょう。  
・乗客に**シートベルトの着用を徹底**しましょう。
- 事業者 ・運転者が危険運転をしていないか、定期的に**運行記録やドライブレコーダーの映像をチェック**して、それを活かした**指導教育**に取り組みましょう。  
・運転者の**健康診断結果、適性診断結果等を参考**に**乗務管理を適切**に行いましょう。



事故車両



## 大型トラックの衝突事故（岐阜県多治見市）

### 【概要】

平成29年8月30日13時46分頃、大型トラックが高速道路を走行中、**道路工事のため**駐車していた**工事用車両に気付くのが遅れて衝突**。事故の衝撃で積荷の一部が高架下の国道に落下。

### 【背景】

- 運転者 ・事故の30分以上前から、**携帯電話での通話に意識が集中**し、車線逸脱や道路工事による速度規制及び車線規制への注意が疎かなまま、**高速度で運転を継続**。  
・運転経路を確認するために携帯電話の地図アプリを操作し、**前方不注視の状態**で運転を継続。
- 事業者 ・**運転中の携帯電話使用の危険性についての教育**は行われていたが、結果として**徹底が不十分**。  
・運行開始後に電話にて始業点呼を行う等対面による点呼が行われず運行の安全を確保するために必要な確認や指示が適切に行われていない場合があるなど、**運行管理の実施体制が一部不適切**。



事故車両



### 【再発防止策】

- 事業者 ・運行管理者に対し、運転者に対する**指導教育が形式的なものにならないよう**、常に**運転者の習得の程度を把握**しながら進めるよう指導しましょう。  
・運転者に対する点呼や必要な指示等が確実に実施できるよう、**運行管理の実施体制を整え**ましょう。

# 大型トラクタ・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）

## 【概要】

平成26年7月2日10時31分頃、大型トラクタ・セミトレーラが前方を**十分注視せず**、進路の**安全確認不十分のまま**、車線境界線塗り替え作業に従事していた普通トラック（道路維持作業用自動車）に追突。



## 【背景】

○運転者 ・前方を**注視せず**、**安全確認不十分**のまま漫然と進行したため、普通トラックに気付くのが遅れ、咄嗟にブレーキを踏んだが間に合わず追突。

○事業者 ・夜間から早朝にかけて出庫又は帰庫する運転者に対して点呼を実施しておらず、酒気帯びの有無、疾病・疲労の確認等、**安全運行に必要な事項の確認や運転者に対する指示が不十分**。

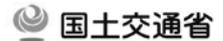
・1日の拘束時間や連続運転時間の超過及び休息期間の不足など**改善基準告示違反が多数確認**。



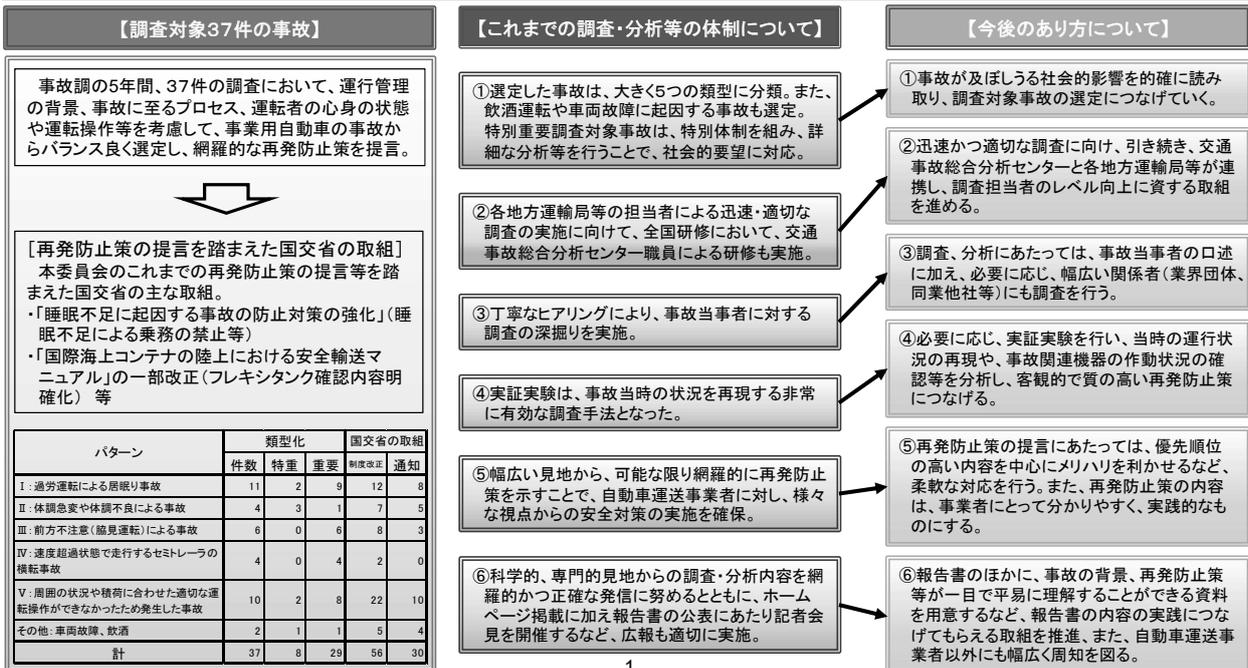
## 【再発防止策】

- 事業者 ・運行管理者が不在となるなど**不適切な運行管理体制を是正**しましょう。
- ・運行管理者に対し、**点呼を確実に実施し、運転者の疲労や健康管理等を確認**するとともに、**安全運行のために必要な指示**を行うよう指導しましょう。
- ・運行管理者に対し、**運転者の勤務状況や拘束時間を把握し、適正な乗務管理**を行うよう指導しましょう。

## 事業用自動車事故調査委員会5年総括(概要)



事業用自動車事故調査委員会は、平成26年6月の設立後、多面的・科学的な分析を行い、その分析結果や再発防止策等を報告書として公表することで、「事故の背景にある組織的・構造的課題の更なる解明」や「より客観的で質の高い再発防止策の提言」等の社会的要望に応えてきた。本委員会の発足から令和元年7月までの5年間に議決された37件の事故について、①事故全体の分析や事故の類型化を行うとともに、②これまでの再発防止策の提言内容と当該提言を踏まえた各種取組状況について検証を行った上で、③今後の本委員会のあり方についての方向性をとりまとめた。



## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【パターンⅠ】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

### 【パターンⅠ】過労運転による居眠り事故(11件) (事故事例)

平成28年3月17日7時26分頃、中型トラックが片側2車線の高速道路の第1通行帯を走行中、渋滞で停止中の車列に追突し、合計12台の車両が関係する多重追突事故となり、当該トラックを含む5台の車両に火災が発生した。



#### (事故要因の傾向)

○全事例について、運転者の疲労・居眠りが認められた。

- ・運転者の集中力(注意力)低下・漫然運転
- ・前方不注意



○全事例について、運行管理不適が認められた。

- ・無理な運行指示等
- ・点呼未実施等
- ・運転者への教育・指導不足



#### (主な再発防止策)

- 運転者への教育・指導
  - ・注意力が低下した状態での運転を継続することの危険性
  - ・シートベルトの装着徹底
  - ・疲労、眠気を感じたときの適切な対応
  - ・衝突防止補助装置が正常に作動していることの確認
  - ・休息期間中の疲労回復
  - ・安全運転・思いやり運転の徹底
  - ・適性診断を活用した指導
- 点呼等の確実な実施
  - ・運転者の健康状態の把握及び安全運転の可否の判断
  - ・適切な運行指示書の手交、長距離運行の場合、休憩場所についての運転者への適切な情報提供
  - ・運転者が点呼時に疲労状態を報告しやすい環境整備
- 運行・労務管理における法令遵守の徹底
  - ・基準を遵守した乗務割作成
  - ・必要な運転者等の常時選任

## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【パターンⅡ】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

### 【パターンⅡ】体調急変や体調不良による事故(4件) (事故事例)

平成27年1月9日15時5分頃、乗合バスが乗客21名を乗せ走行中、道路左側の電柱に衝突した。事故は、当該バス運転者の顔が下向きになると同時に、ハンドルが左に切れて、進行方向が道路左側に逸れて行き、電柱に衝突したことで発生した。



#### (事故要因の傾向)

○全事例について、健康起因が主要因と認められた。



○体調異変や眠気を運転者自身が感じながらも運転を継続した事例が多い。



体調異変を感じたタイミングで危険回避行動をとっていれば、事故を回避することができた可能性も...

○運転者の年齢が40代、50代、70代と、年齢層が比較的高い。



運転者の年齢層が比較的高い

#### (主な再発防止策)

- 点呼等の確実な実施
  - ・運転者の健康状態の把握及び安全運転の可否の判断
  - ・運転者が疲労状態を報告しやすい環境整備
- 運転者の健康管理の徹底
  - ・運転者の病歴の把握
  - ・医師の判断に基づく適切な治療
  - ・SASの早期発見、早期治療に係る取組推進
- 定期健康診断結果を踏まえた適切な対応
  - ・安全な運転が出来ないおそれがあると判断した場合、当該運転者を乗務させない等の措置
  - ・高齢運転者の点呼時における、定期健康診断結果を踏まえた追加の質問実施
- 運転者への教育・指導
  - ・体調異変を生じた際の適切な対応
- 事故防止に有効な機器の導入促進
  - ・運転者の異常検知システム等

## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【パターンⅢ】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

### 【パターンⅢ】前方不注意(脇見運転)による事故(6件)

(事故事例)

平成28年5月30日21時57分頃、タクシーが乗客1名を乗せて片側3車線道路の第2車線を走行中、低速で走行していた前方の道路維持作業用自動車を第1車線側から追い越した後、第2車線へ戻ろうとした際、タクシーの左前部が、側道と本線とを分岐させるため第1車線と第2車線の間に設置された分離帯の先端部に衝突した。



(事故要因の傾向)

○全事例について、**運行管理不適**が認められた。

- ・点呼未実施等
- ・運転者への教育・指導不足



運転者への教育・指導が不十分



点呼未実施等

○**速度超過**が認められた事例が多い。



速度超過

○脇見運転の主な原因

- ・走行経路に係る情報に気をとられていた
- ・走行中の不適切な対応(ラジオ操作等)



道路案内に気をとられる

ラジオ操作等の不適切対応

(主な再発防止策)

- 運行・労務管理における法令遵守の徹底**
  - ・基準を遵守した乗務労務割作成
- 運転者への教育・指導**
  - ・適性診断を活用した指導
  - ・経路変更時に運行管理者に指示を仰ぐことの徹底
  - ・ヒヤリハット体験の活用
  - ・ドライブレコーダー等を活用した運転特性の把握
  - ・実践的な教育・指導
  - ・安全運転の徹底
- 乗客へのシートベルト着用促進**

4

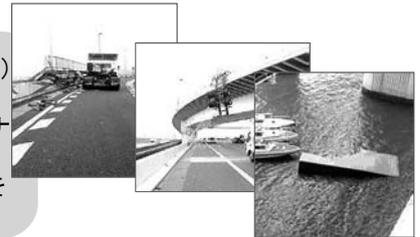
## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【パターンⅣ】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

### 【パターンⅣ】速度超過状態で走行するセミトレーラの横転事故(4件)

(事故事例)

平成27年12月23日9時50分頃、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して片側2車線の高速道路の第1通行帯を走行中、右カーブを曲がり切れずに左側側壁に衝突し、コンテナセミトレーラ部が金網フェンスを押し倒し、側壁を乗り越え宙ぶり状態となり、コンテナは高架道路の下の川に転落した。



(事故要因の傾向)

○全事例について、

**速度超過及び無理な運行指示等**が主要因と認められた。



速度超過

○車検切れ車両での運行や、**過積載**による運行など、**運行管理上の問題**がある事例あり。



車検切れ



無理な運行指示等



過積載

○**道路形状がカーブ**での事例が多い。



ブレーキが効かない〜

○**運転者のブレーキ操作の誤り**(フェード現象)による火災発生事案あり。

(主な再発防止策)

- 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の活用**
  - ・コンテナセミトレーラーの挙動特性
  - ・重量等の情報収集、運転者への伝達
  - ・積み荷の情報等に応じた運行指示等
- 運行・労務管理における法令遵守の徹底**
  - ・過積載とならない運行計画の作成
- 運転者への教育・指導**
  - ・適性診断を活用した指導
  - ・ドライブレコーダーの画像活用
  - ・運転する車種の特性把握
  - ・下り坂等道路特性に応じた適切な運転操作
- 点呼の確実な実施等**
  - ・走行する道路の特徴(下り坂が続く等)に応じた的確な運転者への指示
  - ・確実な点呼の実施に向けた運行管理者及び補助者の配置

5

## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【パターンV】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

【パターンV】周囲の状況や積荷に合わせた適切な運転操作ができなかったため発生した事故(10件)

(事故事例)

平成28年1月15日1時52分頃、貸切バスが乗客39名を乗せて片側1車線の下り勾配の左カーブを走行中、対向車線にはみ出し、そのまま道路右側に設置されていたガードレールをなぎ倒し、横転しながら約4m下に転落した。



長野県警提供

(事故要因の傾向)

○全事例について、**運行管理不適**が認められた。

・運転者への教育・指導不足



○運転者の**運転技術**に起因するものが多い。

・速度超過  
・ブレーキ操作不適等



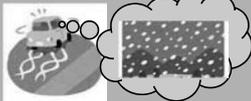
○**積み荷**に起因するものが認められた。

・フレキシタンクの破損  
・積付不適等



○**天候**に起因するものが認められた。

・雪煙による視界不良及び  
湿潤路面等



○**運行・労務管理における法令遵守の徹底**

・無理のない運行計画等の作成  
・個々の運転者の健康状態に応じた労務管理

○**運転者への教育・指導**

・梯団走行時の注意点 ・スリップ事故の危険予知訓練  
・ヒヤリハット体験の活用 ・適性診断を活用した指導  
・運転する車種の特性把握 ・実践的な指導教育の実施

○**点呼等の確実な実施**

・気象状況の悪化が予想される場合の的確な情報収集及び  
運転者への指示

○**乗客へのシートベルト着用促進**

○**積荷の落下防止措置の確実な実施等**

○「**国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル**」  
の活用

・コンテナセミトレーラーの挙動特性 ・重量等の情報収集、  
運転者への伝達 ・積み荷の情報等に応じた運行指示等

## 事業用自動車事故調査委員会5年総括【その他:車両故障】

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

【その他】車両(ブレーキ)故障のまま運転を継続したため発生した追突事故

(事故事例)

平成27年4月27日19時19分頃、貸切バスが乗客26名を乗せて走行中、前方を走行していた別の貸切バスに追突した。



(事故要因の傾向)

○**速度超過**が認められた。

速度超過



○**ブレーキの不具合を認識しながら運行を継続**するなど、無理な運行指示が認められた。

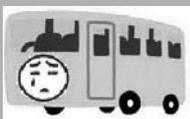
ブレーキの効きが悪い!



大丈夫だから運行を続けて!



○**ブレーキに関する点検の一部未実施**が認められた。



(主な再発防止策)

○**運行・整備管理における法令遵守の徹底**  
・車両の不具合発生時における運行の中止や車両の点検等必要な措置に係る指示

○**確実な点検整備の実施**

本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、パターン化(事故に至るプロセス、運転者の心身の状態、運転環境を考慮してパターン化)し、事故要因の傾向や再発防止策をとりまとめた。

## 【その他】飲酒運転による事故

(事故事例)

平成29年11月22日0時41分頃、大型トラック・バンセミトレーラがアルミ鋼材積載して走行中、第1通行帯から第2通行帯へ車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突し、さらにタクシーを中央分離帯との間に挟みながら走行を続け、タクシーは中央分離帯の街灯に衝突して停止した。なお、事故時、大型トラック・バンセミトレーラの運転者は、基準値を超えるアルコールを身体に保有していた。



(事故要因の傾向)

○点呼の未実施が認められた。



○フェリーに乗船中の飲酒が常態化しており、教育・指導不足が認められた。



事業者から運転者に対し、飲酒運転防止について、十分な指導教育が行われていなかった。



(主な再発防止策)

- 点呼等の確実な実施
  - ・アルコール検知器を用いた適切な実施
- 測定結果をリアルタイムで送信できるアルコール検知器の導入促進
- 運転者への教育・指導
  - ・飲酒運転の危険性、事故事例の映像等の活用
  - ・点呼時に酒気帯びが確認された場合の社内規定(解雇等)の周知
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちでのフェリー乗船時の運転者の状況確認

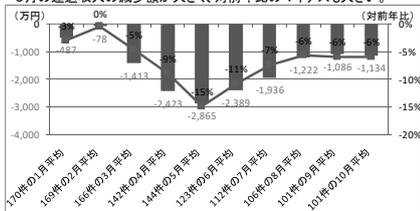
全ト協 新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査 (第6回目調査)

公益社団法人 全日本トラック協会

新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査 (第6回目調査)

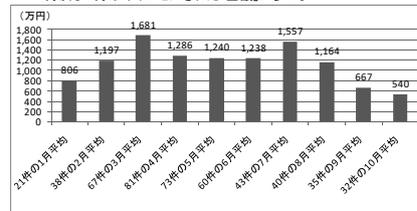
1. 調査の目的  
新型コロナウイルスによるトラック業界への影響を把握し、政府等の経済対策等の検討に際し、トラック業界の窮状などを説明するための基礎資料として活用する。
2. 調査対象及び方法  
調査対象は、全国の貨物自動車運送事業者。全ト協から全国の県ト協及び部会に調査協力依頼を発信し、インターネットによる調査を実施した。
3. 主な調査項目  
①令和2年8月～10月までの各月について、「運送収入」の実績又は見込みと前年同月の状況  
②令和2年8月～10月までの各月について、荷主からキャンセルされた「金額」の実績又は見込み  
③資金繰りの状況について ④国の施策等の活用状況 ⑤雇用調整助成金の活用状況  
⑥税制特別措置の活用状況について ⑦トラック業界として国に要望すべき経済対策について ⑧雇用状況について対応したことについて
4. 調査期間  
令和2年8月24日(月)から8月31日(月)まで
5. 回答者数  
110件
6. 結果

- 6.1 令和2年1月～10月までの各月について、「運送収入」の実績と前年同月の状況  
1月は平均△487万円(対前年比△3%) 2月は平均△78万円(△0%)  
3月は平均△1,413万円(△5%) 4月は平均△2,423万円(△9%)  
5月は平均△2,865万円(△15%) 6月は平均△2,389万円(△11%)  
7月は平均△1,936万円(△7%) 8月は平均△1,222万円(△6%)  
9月は平均△1,086万円(△6%) 10月は平均△1,134万円(△6%)  
の収入減となっている。  
5月の運送収入の減少額が大きく、対前年比のマイナスも大きい。



※当該月の実績と前年同月の両方を回答した回答者のみを計算対象とした。  
※3月は第1回調査期間中、4月は第2回調査期間中、5月は第3回調査期間中、6月は第4回調査期間中、7月は第5回調査期間中、8月は第6回調査期間中の状況における実績又は見込み。

- 6.2 令和2年1月～9月までの各月について、荷主からキャンセルされた「金額」の状況  
1月は平均806万円 2月は平均1,197万円  
3月は平均1,681万円 4月は平均1,286万円  
5月は平均1,240万円 6月は平均1,238万円  
7月は平均1,557万円 8月は平均1,164万円  
9月は平均667万円 10月は平均540万円  
となっている。  
3月及び7月はキャンセルされた「金額」が多い。

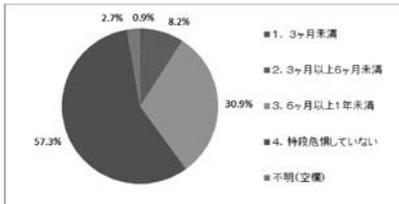
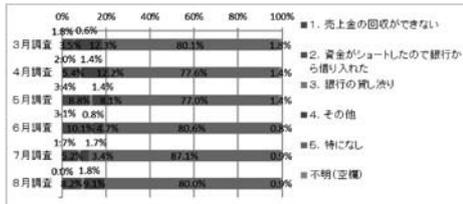


※1月及び2月は第1回調査期間中の状況における実績。  
※9月及び10月は見込み。



Copyright (C) 2020 Japan Trucking Association, All Rights Reserved.

- 6.3 資金繰りの状況  
・資金繰りに困っていることについては、8月調査では「特になし」が8割を占める。  
・現在の状況が続いた時、最悪の場合、「6ヶ月以上1年未満で経営が保てなくなる可能性」が3割以上を占める。

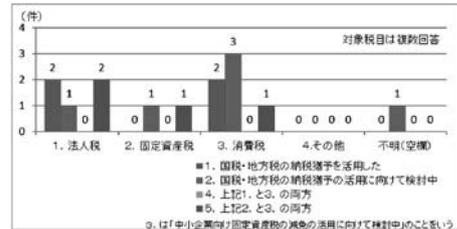
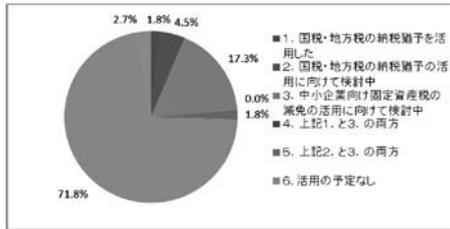


- 6.4 国の施策等の活用状況  
・国の施策等の活用状況については、いずれも「活用の予定なし」が最も多く、中でも「持続化給付金」は7割以上を占める。  
・「政府系金融機関」、「民間金融機関による信用保証付融資」については、「給付済」がそれぞれ2割前後を占める。
- 6.5 雇用調整助成金の活用状況  
・雇用調整助成金の活用状況については、4月調査から「活用の予定なし」が4～5割近くを占める。  
・8月調査は、「給付済」が3割近く、「申請済(未給付)」を合わせた割合は4割以上を占める。その分、「活用に向けて検討中」の割合が減少。



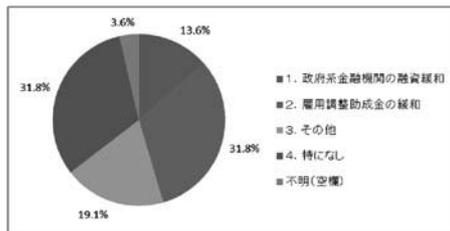
6.6 税制特例措置の活用状況について

- ・税制特例措置の活用状況については、「活用の予定なし」が7割以上を占める。
- ・活用した、あるいは検討中のなかでは、「中小企業向け固定資産税の減免の活用に向けて検討中」が2割近くを占める。
- ・納税猶予の対象税目を見ると、「消費税」が最も多く、次いで「法人税」等と続いている。



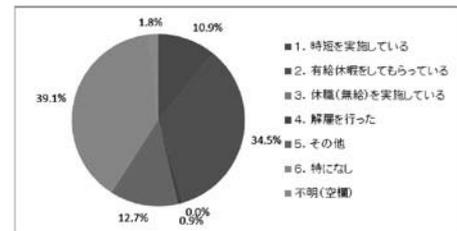
6.7 トラック業界として国に要望すべき経済対策について

- ・トラック業界として国に要望すべき経済対策については、「雇用調整助成金の緩和」が3割以上を占める。



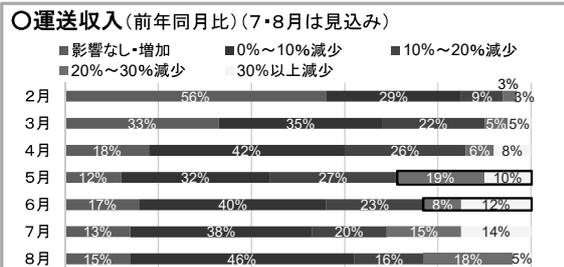
6.8 雇用状況について対応したこと

- ・雇用状況について対応したことについては、「特になし」が4割近くを占める。一方、「有給休暇をもらっている」も3割以上を占める。



新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（貨物自動車運送業） 国土交通省

- 運送収入については、20%以上減少した事業者が、5月は全体の約3割であったが、6月は2割となった。
- 品目別の運送収入については、自動車メーカー等の生産活動の停滞等により、鉄鋼厚板その他金属素材、完成自動車やオートバイ、自動車部品の荷動きが引き続き低調であり、鉄鋼厚板等については3割、完成車等については約4割減少。
- 国の支援制度については、資金繰り支援を約3割の事業者が活用しており、約2割の事業者が給付済み(前月調査時点では、約2割が活用、1割が給付済み)。雇用調整助成金を活用している事業者は27%となっている。



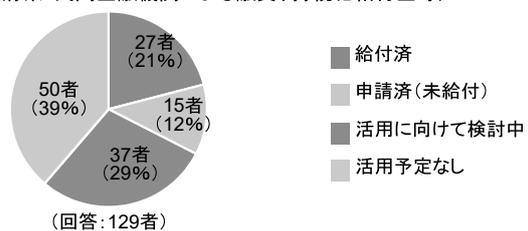
品目別の運送収入で顕著な影響がみられるもの (前年同月比) (7・8月は見込み)

- 3月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲19%  
鋼材・建材などの建築・建設用金属製品：▲20%
- 4月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲27%  
完成自動車・オートバイ・自動車部品など：▲19%
- 5月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲28%  
完成自動車・オートバイ・自動車部品など：▲45%
- 6月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲30%  
完成自動車・オートバイ・自動車部品など：▲39%
- 7月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲30%  
完成自動車・オートバイ・自動車部品など：▲31%
- 8月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材：▲28%  
完成自動車・オートバイ・自動車部品など：▲25%

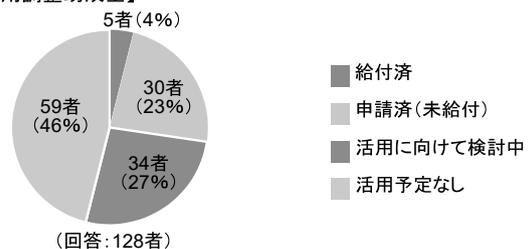
○国の支援の活用状況

【資金繰り支援】

(政府系・民間金融機関による融資、持続化給付金等)



【雇用調整助成金】



(調査方法：貨物自動車運送事業者129者(総事業者62,461者)に対して業界団体より影響をアンケート調査。)

# 国土交通省ホームページ

国土交通省

ホーム ● 国土交通省について ● 報道・広報 ● 政策・法令・予算 ● オープンデータ ● お問い合わせ・申請

トピックス 国土交通省の活動

- 6月1日 赤羽大臣とエッセンシャルワーカーが対話
- 6月27日 赤羽大臣とエッセンシャルワーカーが対話
- 8月30日 野田空港第二滑走路供用開始と「モノ・モノ」新・赤羽大臣が出席
- 8月28日 野田空港第二滑走路供用開始と「モノ・モノ」新・赤羽大臣が出席
- 8月28日 赤羽大臣と建設省4団体トップが意見交換
- 8月28日 海上保安学校及び海上保安大学校卒業式
- 8月21日 岡山県産産直推進協議会設立式

新型コロナウイルス感染症への対応について  
- 待設ページはこちら -

新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

新型コロナウイルス感染症について

国民のみなさまへ

各種事業者のみなさまへ

関係業界の影響

国土交通省の取組

https://www.mit.go.jp/kikikanni/kikikanni\_tk\_000018.html#eikyō

危機管理：新型コロナウイルス... ツール(T) ヘルプ(H)

ファイル(F) 編集(E) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

Google マップ 職員認証サービス 緊急経済対策 全日本トラブ... 国土交通省 国土交通省

### 3. 関係業界の影響

- 4月分(令和2年4月30日時点調査)
- 3月分(令和2年3月31日時点調査)

### 4. 国土交通省の取組

8月31日時点調査が追加されました。



## 時間に余裕 心にゆとり ルールを守って安全運転

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品



**令和2年9月 No.615**  
 発行所陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号  
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表  
<http://www.rikusai.or.jp>  
 （印刷物による年間購読料3,600円）

### 災害事例とその対策 荷の取扱いに関する情報は迅速かつ的確に!!

国内における自動車による平成30年度の貨物輸送量は43億3千万トンに達し、品目別に見ると、金属類・機械を除く工業製品の輸送量は18億3千万トンを占めている状況にあります。（国交省白書参照）

これらの工業製品のなかには危険性のある物や有害性を有する化学物質などが含まれている場合があります。

日々、多くの荷を取り扱う作業現場においては、事前に把握しなければならない情報等を共有しないことで、爆発災害などの重篤な労働災害を発生させる場合があります。

- 1 事業の種類：道路貨物運送事業  
（従業員数：50名未満）
- 2 発生日時：5月 午後0時30分頃
- 3 発生場所：荷主敷地内
- 4 被災者：貨物自動車運転者 38歳 男性  
経験年数 4年
- 5 傷病の程度：死亡
- 6 災害発生状況

- (1) 被災者は単独で、アスファルトを運搬するため、荷主の敷地内にタンクローリーを駐車して、タンクにアスファルトの充填作業を行っていた。
- (2) ところが、突然、タンク内部のアスファルトが充填口から噴出し、直近で当該作業に従事していた被災者は全身にアスファルトを浴びて火傷を負い、救急搬送され治療を受けていたが死亡した。

#### 7 推定される災害の原因と問題点

- (1) アスファルトの充填を行っていたタンクは、以前に乳剤の搬送に使用していたもので、タンク内には乳剤が残存していた。
- (2) 高温(175℃前後)に加熱溶解したアスファルトをタンクに充填したことで、乳剤に含まれた水分がアスファルトの熱により急激に蒸気化し体積が著しく膨張したことによって、アスファルトが蒸気とともに噴出した。

- (3) タンクローリーによるアスファルトの運搬業務に従事していた被災者がアスファルトの充填前にタンク内の状況等を確認していたか否かは不詳です。もし充填前の確認行為等が確実に実施されていたならば、残存していた乳剤の排出など適切な措置が講じられて、未然にアスファルト等の噴出を防ぐことができたものと考えられます。

#### 8 再発防止対策

- (1) アスファルトなど高温の液体を密閉されたタンクローリーのタンクに充填する場合は、充填前に、タンクの内部(残存)等の状況を社内で定めた点検表などにより確実に実施することが重要です。
- (2) また、タンクローリーを使用して様々な化学物質等を輸送するときは、事前に、荷主等から化学物質の危険性・有害性等性状等に関する情報(安全データシート)の提供を受け、速やかに、運転者・取扱者等の関係者への確に伝達するとともに、作業方法、作業手順を簡明に示すことが欠かせません。  
 なお、国内で取り扱われている化学物質の種類は規制対象外も含めると約七万種類に及んでいます。
- (3) 運転者などが単独により、足元の不安定なタンク上部や作業行動などが限定された場所等で作業を行う場合は、不意の出来事により重篤な労働災害につながるおそれがあることから、あらゆる角度よりリスクの低減対策を検討することが必要です。
- (4) そして、これらのことを着実に推し進め、また、労働者一人ひとりの安全意識の自覚を促すために、定期的・継続的に安全衛生教育を実施していくことが重要です。

過去の災害事例を見ますと、作業慣れ(マンネリ化)による基本動作の欠如などが労働災害発生の大きな要因として捉えることができるのではないのでしょうか。

# 業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年8月7日現在

業種	項目	死亡						死傷					
		令和2年1月～7月 [速報値]		令和元年1月～7月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～7月 [速報値]		令和元年1月～7月 [速報値]		対元年比較	
		死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		378	100.0	378	100.0	0	0.0	58,488	100.0	58,304	100.0	184	0.3
製造業		61	16.1	67	17.7	-6	-9.0	12,416	21.2	12,932	22.2	-516	-4.0
鉱業		3	0.8	3	0.8	0	0.0	97	0.2	105	0.2	-8	-7.6
建設業		135	35.7	128	33.9	7	5.5	7,086	12.1	7,217	12.4	-131	-1.8
交通運輸業		4	1.1	6	1.6	-2	-33.3	1,347	2.3	1,536	2.6	-189	-12.3
陸上貨物運送事業		43	11.4	44	11.6	-1	-2.3	7,697	13.2	7,458	12.8	239	3.2
港湾荷役業		1	0.3	4	1.1	-3	-75.0	175	0.3	214	0.4	-39	-18.2
林業		22	5.8	24	6.3	-2	-8.3	679	1.2	678	1.2	1	0.1
農業、畜産・水産業		16	4.2	13	3.4	3	23.1	1,434	2.5	1,266	2.2	168	13.3
第三次産業		93	24.6	89	23.5	4	4.5	27,557	47.1	26,898	46.1	659	2.4

資料出所：厚生労働省

## 業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～7月）

令和2年8月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業		378	97	10	18	30	36	57	82	3	45
製造業		61	13	2	5	6	6	17	0	0	12
建設業		135	49	2	9	13	11	15	22	1	13
交通運輸業		4	1	0	0	0	1	1	0	0	1
その他		135	24	6	3	8	17	15	44	1	17
陸上貨物運送事業		43	10	0	1	3	1	9	16	1	2
同上対前年増減		-1	2	-1	-2	1	-1	6	-6	1	-1

## 業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～7月）

令和2年8月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		7,697	2,207	1,289	590	328	224	365	808	348	8	1,324	206
同上対前年増減		239	76	64	21	-20	-3	-53	-17	-37	2	183	23

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの  
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

# 交通事故発生状況（8月末）

鳥取県警察本部  
交通企画課長

## 1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（8月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年8月末	1,745	124	9
令和元年8月末	1,925	149	21
増減数	-180	-25	-12
増減率	-9.4%	-16.8%	-57.1%

## 2 交通事故発生状況（8月中）

○発生件数	48件	前年対比	-39件	(-44.8%)
○死者数	1人	前年対比	-5件	(-83.3%)
○負傷者数	65人	前年対比	-41件	(-38.7%)

## 3 死亡事故の状況（8月末）（9件 9人）

### (1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	1	2	4	1	0	1	9
令和元年	7	6	4	0	2	2	21

### (2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	3	5	1	9
令和元年	3	15	3	21

### (3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	3	5	9
令和元年	0	2	6	13	21

### (4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	2	7	0	0	9
令和元年	6	1	14	0	0	21

### (5) 時間帯別発生件数 昼間 9件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和2年	0	3	6	0	9
令和元年	4	5	6	6	21

1

### (6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	4	4	9
令和元年	0	1	11	9	21

### (7) 高齢死者の内訳 本年 5人 前年 13人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和2年	5		5
令和元年	8	5	13

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年		1	4		5
令和元年	5	1	7		13

## 営業用トラック“全車両”に携帯用アルコール消毒液の配布

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）は、依然、感染拡大している「新型コロナウイルス」の影響により、日常生活、経済活動に大きな影響が出ている中、去る、9月15日、境港市の境港海陸運送株式会社において、営業用トラック全車両に携帯用アルコール消毒液の配布に係る贈呈式を行いました。

この贈呈式は、国民生活や経済活動に欠かせない物流を支える業界として、感染拡大予防策の一手段として、鳥取県内の営業用トラック、全車両約5,000台に対し、トラックドライバーに携行していただく「アルコール消毒液」を配布したものです。

- 日時 令和2年9月15日（火）11時30分から
- 場所 境港海陸運送株式会社 社長室
- 被贈呈者 境港海陸運送株式会社 代表取締役社長 属敏宏
- 贈呈者 （一社）鳥取県トラック協会  
会長 川上和人
- その他 9月15日以降に全会員事業者に配布



鳥ト協 川上会長（左）  
境港海陸運送株式会社 属代表取締役（右）



配布したアルコール消毒液



贈呈の様子

境港海陸運送に  
消毒液を贈呈  
鳥ト協

新型コロナウイルス  
感染拡大防止対策として  
営業用トラックの運  
転手に携行してほしい  
と、鳥取県トラック協  
会（川上和人会長）は  
15日、境港市中正町の  
境港海陸運送にミニ  
プレのアルコール消  
毒液を贈った。

同協会は9月中旬に会  
員31事業所の営業  
用トラック全約5千台  
の運転手用として配布  
するところ。

この日は、川上会長  
らが境港海陸運送を訪  
れ、「ドライバーは24  
時間日本全国を走り回  
り、日夜いろいろな物  
を積んで運んでいて  
いる。常に消毒しても  
らい、感染防止に役立  
ててほしい」と、属敏  
宏社長にスプレーを手  
渡した。

属社長は感謝し、「有  
効に活用させていただ  
き、安全安心の輸送を  
確立していきたい」と  
話した。

属社長（右）に携帯用  
アルコール消毒液を  
手渡す川上会長

2020年（令和2年）9月23日（水）日本海新聞

## 鳥ト協「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」開催される

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」を米子市と鳥取市の2会場において開催しました。

今回のセミナーでは、ドライブレコーダーを事故防止のための日常の安全指導に活用するための実践例を解説するため東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（株）が取りまとめたセミナー資料について、実際の事故の映像や事例を交えながら、現場教育や安全指導での活用法等を学びました。また、出席者同士で新型コロナウイルス感染防止のフェイスシールドを活用しながら小集団に分かれて討議を行い、事故防止のための情報や意見を交換しました。

講習概要は次のとおりです。

日時	会場	参加人数
令和2年9月2日（水） 13:30～16:30	米子コンベンションセンター 第6会議室 米子市末広町 294	16
令和2年9月3日（木） 13:30～16:30	鳥取県トラック協会 3階研修室 鳥取市丸山町 219-1	14

- 内容 — 講師：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員 向井 有我 氏
- トラック追突事故防止マニュアルの内容について
  - グループ討議 1. 情報交換シートの記入 2. 小集団での討議 3. 全体での討議



実践例を解説する  
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
向井 有我主任研究員



挨拶をする 鳥ト協 前田専務



討議の結果を発表する  
双葉運輸株式会社米子物流センター 安食所長



討議の結果を発表する  
 (株)クオリティライン 田中氏



新型コロナウイルス対策のフェイスシールドをつけて  
 討議をする参加者の皆さん



## 鳥ト協「健康起因事故防止対策セミナー」開催される

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で「健康起因事故防止対策セミナー」を鳥取県トラック協会の3階研修室にて開催しました。

今回のセミナーは過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を目的とし、参加者の皆様には過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気（心臓疾患、脳血管疾患、SAS等）について知ってもらうとともに、生活習慣病の予防方法について学んだり、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換を行いました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年9月14日（月） 13:30～16:30	（一社）鳥取県トラック協会3階研修室 鳥取市丸山町219-1	23

—内容—

講師：SOMPO リスクマネジメント(株) モビリティコンサルティング部  
 シニアコンサルタント 土谷 隆司 氏

- ① 健康チェックシートによる健康チェック（グループワーク）
- ② 健康起因事故の現状・引き起こす病気・病気の原因（座学）
- ③ 「あるトラックドライバーの1日の行動」（グループワーク）
- ④ 生活習慣病等の予防方法（座学）



開会挨拶をする  
 鳥ト協 宮本事務局長



講演をする  
 SOMPO リスクマネジメント(株)モビリティコンサルティング部  
 シニアコンサルタント 土谷氏



会場の様子



討議の結果を発表する  
 (有)日野運送 天野氏



新型コロナウイルス対策のフェイスシールドをつけて  
 討議をする参加者の皆さん



## 令和2年度 第1回鳥ト協適正化事業委員会を開催

令和2年度第1回適正化事業委員会（委員長 楮原弘文様）が、さる9月17日（木）10時00分より鳥取ワシントンホテルプラザの会議室において、開催されました。

本事業委員会は、年2回開催しています鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会報告資料の諮問及び重大交通事故・苦情事故対策と最近の規制強化等の情報交換を目的に開催をしています。

冒頭、楮原適正化事業委員長の開会挨拶、続いて中国運輸局鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 久保博嗣様から「貨物自動車運送事業をめぐる情勢」について講演を頂いた後、議事に入りました。

山崎適正化事業部長より

- (1) 令和2年度適正化事業活動指針について
  - (2) 令和元年度適正化事業の巡回実績について
  - (3) 令和元年、2年度巡回指導項目ごとの指導状況について
  - (4) 令和2年度貨物自動車運送事業安全性評価事業申請状況について
  - (5) 2020年1月～8月重大自動車事故発生状況について
  - (6) 2020年度苦情受付状況について
- の説明があり、適正化委員による意見交換を行いました

尚、令和元年度巡回指導項目におけるワースト1は運行指示書の作成・指示・保存確認、ワースト2、特定の乗務員に対する適正診断確認、ワースト3、点呼の実施・記録・保存確認がありましたので、**運行管理に活用願います。**

### 第1回（一社）鳥取県トラック協会適正化事業委員会 事業委員名簿

中国運輸局 鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	久保 博嗣
--------------	-----------	-------

{適正化事業委員}

(順不同・敬称略)

東部地区適正化事業委員会	日本海運輸(有)代表取締役	楮 原 弘 文
東部地区適正化事業委員会	荒西運送(株)代表取締役	荒 西 隆 光
中部地区適正化事業委員会	日本通運(株)倉吉事業所長	須 谷 隆 浩
中部地区適正化事業委員会	東陽陸運(有)代表取締役	奥 山 順一郎
西部地区適正化事業委員会	境港海陸運送(株)代表取締役	属 敏 宏
西部地区適正化事業委員会	第一運送(株)代表取締役	濱 田 広 明



挨拶をする  
楮原適正化事業委員長



講演をする 鳥取運輸支局  
久保首席運輸企画専門官



適正化事業委員の皆さん

## 河原畑・新中国運輸局長に対する業務説明を行いました

鳥取県トラック協会（川上和人会長）は、令和2年7月21日付けで新しく中国運輸局長にご就任された河原畑運輸局長の来県に併せて、去る9月17日（木）午前、米子市内において、鳥ト協の業務説明及び意見交換を行いました。

特に本年は、「新型コロナウイルス」に係る

- ◎ 県との協定に基づくマスク、消毒液等の県内の保健所等への緊急物資輸送等の社会貢献活動の実施結果
- ◎ 県内運送事業者への影響状況（経営維持のためのトラックの転売、ドライバーの解雇等の現状、物量の減少、ドライバーへの偏見事例等）

等についての現状と安全・安心される物流体制を維持していくため、今後も感染防止対策を徹底して輸送に努めていくことなどの説明を行いました。また、今秋以降、「標準的な運賃」に係る説明会を県下3地区で開催し、事業者への周知と労働環境改善への取組を進めていくことを説明しました。この説明には、片岡・鳥取運輸支局長も同席されました。

これに対して、河原畑局長は、コロナ禍の中における業界の努力と貢献への謝辞と中国運輸局として、必要な支援を行っていく旨のお話がありました。



河原畑局長へ 業務説明をする 川上会長



中国運輸局 河原畑局長（右）  
鳥取運輸支局 片岡支局長（左）

## 中部地区連絡協議会 親睦レクリエーションを開催

中部地区連絡協議会（菅埜元晴会長）は、去る9月20日（日）、恒例の親睦体育レクリエーションを行いました。本年度は、東伯郡湯梨浜町泊の「潮風の丘」にてグラウンドゴルフ大会を開催し、8事業者65名が参加しました。

当日は、雲一つない絶好のコンディションのもと、小さなお子さんから大人まで、お椀型の難コースに苦戦しながら、OBの連発ありホールインワンありと、冷や汗と心地よい汗をかきながら楽しく競技し、事業者間の交流や親睦を深める有意義な一日となりました。



挨拶をする 菅埜 中部地区連絡協議会長



参加者の皆さん

## 『トラックの森』 森林保全作業を実施

鳥ト協では、去る9月26日（土）、伯耆町のとっとり花回廊内『トラックの森』において、下草刈りなどの森林保全作業を行いました。（参加者26名）

当日は西部連絡協議会、西部地区青年部からの参加者を中心に、雨の中での作業でしたが怪我の無いよう慎重に作業を進めて作業開始から約1時間で無事に下草刈りや、木に絡んだ蔓の除去作業などを終了しました。

植樹を行ったもみじの苗木も順調に生育しておりました。



挨拶をする  
鳥ト協西部地区連絡協議会  
田中副会長



作業前にコロナ対策の  
アルコール消毒



**鳥生の**  
**とっとり森**  
鳥取県トトラック協会は26日、伯耆町小野のとっとり花回廊の森内「トラック共生の森」で、植栽地の下草刈り作業を行った。会員26人が参加。開会あいさつで田中貴之西部地区連絡協議会副会長は「新型コロナウイルスでも人も物も動かない大変な時代だからこそ、

そ、一致団結して頑張ろう」と呼び掛けた。米子市から参加した服島龍男さん(53)は「まだ小さな木もあるが、やがて大きな木もするの草刈りは慣れなくなったら公園のように整えていく。楽しく活動でき、来年も参加したい」と話した。トトラック協会は2017年9月、伯耆町、県と5年間の「とっとり共生の森」森林保全・管理協定を結び、今回が7回目の活動。

下草刈りに汗を流す参加者

備して、人が癒やされる空間になってくれればうれしい」、初参加した大山町の勝部隆史さん(38)は「畑仕事もするので草刈りは慣れ

2020年（令和2年）9月29日（火）日本海新聞

～ 保全活動に参加していただいた皆様!! ありがとうございました～

## 高速道路交通安全協議会街頭広報を実施

鳥取県高速道路交通安全協議会では智頭警察署、智頭町、鳥取県警察高速隊、鳥取国道河川事務所等と共催で、秋の全国交通安全運動に合わせて9月23日（金）11：00より鳥取市河原町の鳥取自動車道沿い『道の駅かわはら』において交通安全街頭広報活動を行いました。事故なし「梨」をスローガンに広報チラシと共に「梨」を配布しました。

当日は道の駅も多くの利用者でにぎわっており、参加者からの「気を付けて運転して下さい」の声かけに対し、ドライバーの方々も笑顔で応えていました。



挨拶をする  
浜本智頭警察署長



開始式の状況



ドライバーへの広報状況

## 秋の全国交通安全運動 「街頭広報検問を実施」

9月28日(月)10時から、鳥ト協東部地区連絡協議会(参加者3名)ほか交通安全協会・鳥取県警等関係団体と共に、鳥取市円通寺の「国道53号倉田スポーツ広場入口パーキングエリア」において、街頭広報を行いました。  
 通行中の運転手に対し、「秋の交通安全県民運動」の横断幕や旗を振り、周知しました。



## 会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。  
 (届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けると幸いです)

※名称・代表者変更 (会員名簿 P.3)

事業者名	新・旧別	名称	氏名
千代リサイクルシステム(株)	新	千代リサイクルシステム(株)	水口 直美
	旧	千代興業(有)	水口 達

※代表者名変更 (会員名簿 P.8)

事業者名	新・旧別	氏名
(株)メモワールイナバ	新	圓井 貴志
	旧	光浪 房夫

※代表者名変更 (会員名簿 P.11)

事業者名	新・旧別	氏名
山陰福山通運(株)倉吉営業所	新	角田 辰美
	旧	富川 英城

※代表者名変更 (会員名簿 P.19)

事業者名	新・旧別	氏名
米原物流(株)	新	遠藤 恭常
	旧	波多野英司

※名称変更 (会員名簿 P.5)

事業者名	新・旧別	氏名
日本通運(株)鳥取事業所	新	日本通運(株)鳥取事業所
	旧	日本通運(株)鳥取支店

※名称変更 (会員名簿 P.10)

事業者名	新・旧別	氏名
日本通運(株)倉吉事業所	新	日本通運(株)倉吉事業所
	旧	日本通運(株)倉吉支店

# 適正化事業・巡回指導報告書

令和2年8月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計		
巡回件数	22件	0件	0件	22件		
パトロール延出動台(日)数				12台		
調査事項					指導件数	ワースト5
<b>I. 事業計画等</b>						
○	(1)主たる事務所・営業所			0		
	(2)事業用自動車			0		
○	(3)自動車車庫			0		
	(4)休憩・睡眠施設位置能力			0		
	(5)休憩・睡眠施設管理保守			0		
	(6)届出事項			0		
○	(7)白トラ			0		
○	(8)名義貸し等			0		
<b>II. 帳票類の整備、報告等</b>						
	(1)事故記録			0		
	(2)事故報告書			0		
	(3)運転者台帳			2	4	
	(4)車両台帳			1	5	
	(5)事業報告書等			2	4	
<b>III. 運行管理等</b>						
	(1)運行管理規程			0		
	(2)運行管理者選任			0		
	(3)運行管理者講習			6	1	
	(4)運転者の確保			0		
◎	(5)過労防止			1	5	
◎	(6)過積載 ☆			0		
◎	(7)点呼の実施			4	2	
○	(8)乗務記録			1	5	
○	(9)運行記録計 ☆			1	5	
○	(10)運行指示書			0		
◎	(11)安全確保指導			3	3	
○	(12)特別指導			6	1	
○	(13)適性診断			3	3	
<b>IV. 車両管理等</b>						
	(1)整備管理規程			0		
	(2)整備管理者選任			1	5	
	(3)整備管理者研修			3	3	
	(4)日常点検			0		
◎	(5)定期点検			1	5	
<b>V. 労基法等</b>						
○	(1)就業規則			2	4	
	(2)36協定			0		
	(3)労働時間			0		
○	(4)健康診断			2	4	
<b>VI. 法定福利</b>						
○	(1)労災雇用保険			2	4	
○	(2)健康厚生年金			2	4	
<b>VII. 運輸安全マネジメント</b>						
	(1)運輸安全マネジメント			1	5	
指導件数合計					44	

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	13	5	3	0	1	0	22
新規	0	0	0	0	0	0	0
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	5	3	0	1	0	22

# 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年8月)

令和2年9月1日  
(公社)全日本トラック協会  
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年8月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

## 令和2年8月の運賃指数の概要

- 令和2年8月の運賃指数は、前月比5ポイント増、前年同月比12ポイント減の118であった。
- 8月末現在の求車登録件数は70,215と前年同月比62,912減(47.3%減)となった。

## 1. 加入者数、成約件数

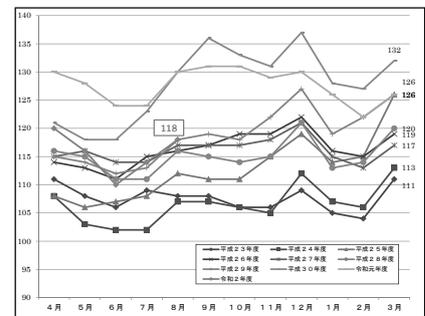
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	5,956
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	98,236

※令和2年度は8月末現在

## 2. 荷物情報(求車)件数

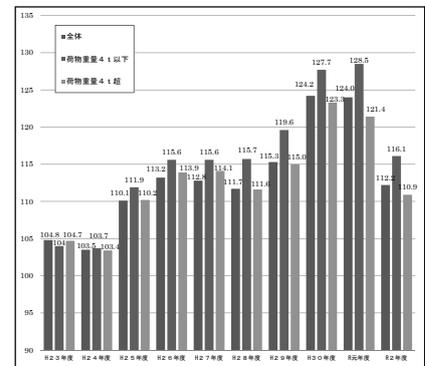
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	253,091

荷物情報(求車)	令和2年8月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	70,215	-62,912	-47.30%	14,235	+25.40%
成約件数	18,759	-2,017	-9.70%	-1,521	-7.50%
成約率	26.70%	11.1ポイント	—	-9.5ポイント	—



## 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118							



## 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	112.2
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	116.1
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	110.9

※令和2年度は8月末現在

### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先経営改善事業部 金子・大橋・長嶋

TEL 03-3354-1056

# 2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日    ○ 祝日を表しています。    △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857-24-0802

会場 鳥取県トラック協会 2階

住所 鳥取市丸山町 219番 1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

# 軽油価格推移表 (2020年8月)

令和2年9月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

## 単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	91.29	91.13	80.37	80.99	94.14	90.22

## 元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギー	89.35	91.26	80.26	81.14	90.97	90.50
出 光	95.06	91.57	81.28	80.86	96.31	91.30
昭 和 シ ェ ル		96.04	81.63	81.60	112.92	99.05
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		89.50		80.58		94.50
コ ス モ		89.84	79.23	80.62		89.05
そ の 他	85.10	89.65	79.38	80.96	92.05	89.35

## 月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	91.29	91.80	80.69	81.12	94.19	90.54
30～50キロリットル未満		87.49	79.23	80.62	95.35	88.63
50～100キロリットル未満		84.34	79.42	80.75	91.20	88.29
100キロリットル以上		85.05		81.08		85.90

## 支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	86.67	93.38	79.75	80.77		90.03
30～60日未満	92.19	90.46	80.55	81.08	94.92	90.36
60日以上	94.20	90.78	80.30	80.90	83.20	89.79

## 軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年4月	84.34	84.14	71.37	70.91	85.77	81.79
2020年5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60
2020年7月	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45
2020年8月	91.29	91.13	80.37	80.99	94.14	90.22

## 9月 業務日誌

2日	(水)	鳥ト協 事故防止セミナー	米子市
3日	(木)	鳥ト協 事故防止セミナー	鳥取市
8日	(火)	鳥取県 物流効率化生産性向上 Web セミナー	WEB セミナー
9日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
10日	(木)	事故対 ガイドラインセミナー	東伯郡
14日	(月)	鳥ト協 健康起因事故防止セミナー 中ト協 トレーラ事故防止・特車制度研修会	鳥取市 広島市
17日	(木)	鳥ト協 適正化事業委員会	鳥取市
19日	(土)	事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市
20日	(日)	中部地区親睦レクリエーション	東伯郡
24日	(木)	事故対 ガイドラインセミナー	鳥取市
26日	(土)	鳥ト協 トラック共生の森	西伯郡
29日	(火)	全ト協 適正化事業委員会 商工会議所 学校キャラバン隊	東京都 鳥取市
30日	(水)	鳥ト協 児童絵画コンテスト選考会	鳥取市

## 10月 行事予定

2日	(金)	鳥ト協 理事会	鳥取市
6日	(火)	商工会議所 学校キャラバン隊	鳥取市
7日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
8日	(木)	全ト協 理事会	大阪府
9日	(金)	鳥ト協 原価意識実践セミナー	東伯郡
12日	(月)	鳥ト協 適正化評議委員会	鳥取市
14日	(水)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	鳥取市
17日	(土)	鳥取県 運送業オープンカンパニー	鳥取市
19日	(月)	鳥ト協 引越基本講習 全ト協 労働安全・衛生委員会	東伯郡 東京都
20日	(火)	鳥ト協 引越管理者講習 陸災防 高年齢者に配慮した労働災害防止対策セミナー	東伯郡 倉吉市
21日	(水)	陸災防 労災防止コンサルティング	鳥取市
22日	(木)	事故対 リスク管理（基礎）セミナー	東伯郡
23日	(金)	中青年 中国ブロック青年部協議会幹事会	WEB 会議
27日	(火)	中ト協 事故防止研修会	福山市
28日	(水)	運輸支局 整備管理者研修会	米子市
29日	(木)	事故対 リスク管理（基礎）セミナー	東伯郡

# 自動車保険は 「トラック交通共済」へ

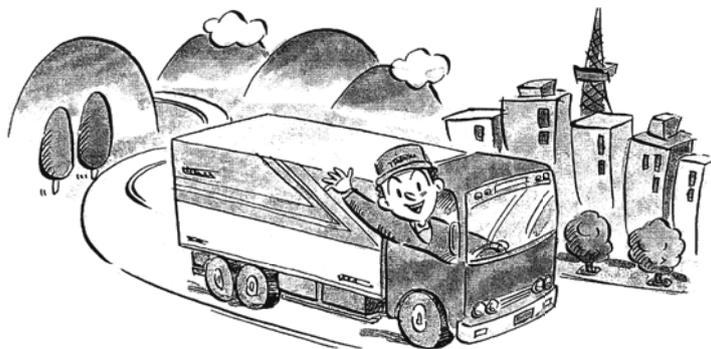
トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

## 取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

## 自賠償保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226

鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260

事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

**トラック交通共済の夜間・休日事故受付**

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



**0120-94-1356 (JNS)**

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

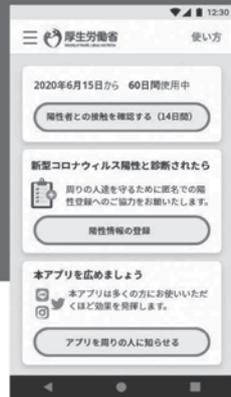
自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



\* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取  
ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

## 一般社団法人 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

### 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所／〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail [info@torakyo-tottori.or.jp](mailto:info@torakyo-tottori.or.jp)

倉吉事務所／〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所／〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616